
延岡市分別収集計画（第11期）



令和7年6月
宮崎県延岡市

目 次



「延岡市 ごみ減量マスコット：ゲン丸くん」

	頁
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条 第 6 項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第 8 条第 2 項第 7 号）	9

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会に転換していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

そのような中、本市においては、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集・再生資源としての利用を推進し、既存の廃棄物処理施設、最終処分場等への負担軽減による長期的な利用を続けることが今後の課題となっている。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）」第8条に基づき、最終処分量の削減や生活環境の保全を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割及び具体的な推進方策を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、清掃工場、最終処分場の長期的利用並びに循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの発生及び排出の抑制を推進し、排出されたごみは、可能な限り再利用・再資源化し、循環型社会の形成を図る。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たしながら、一体となって、環境への負荷に配慮した処理システムと施設整備を行い、近隣の市町村と連携を密にして、快適な地域社会の実現を目指す。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	10,943 t	10,767 t	10,594 t	10,423 t	10,255 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等で相互に協力・連携を図る。

1) 環境教育・啓発及び協議会等との連携

○情報提供・啓発

ごみ排出量及び資源化の現況、各種イベントの開催(活動)状況、地区別ごみカレンダー、延岡市ごみ出しルールブック等の情報を市広報、ホームページ、SNS、CATV、説明会(出前講座)等を介して提供。

○学校及び施設における環境学習の推進

副読本の作成・配布、施設見学会、夏休みおやこリサイクル体験ツアー、ポスター展等の実施による環境学習の推進。

○延岡市ごみ減量化対策懇話会との連携

市民や事業者代表等で構成する延岡市ごみ減量化対策懇話会において、ごみ減量化、資源の有効活用等の推進に関する事項について研究、懇談等を行う。

○市民団体への支援と協力

ごみ減量化に取り組む各種市民団体等との支援協力体制の構築を図る。

2) ごみ(容器包装廃棄物)の発生抑制

○ごみ処理有料化制度の充実

ごみ処理有料化の継続、有料化導入によるごみ減量化・資源化効果の検証及び、効果の継続性などに関して調査研究し、制度の充実・見直しを推進する。

○ごみ減量方策

不要なものは買わない、修理や修繕等による再利用、過剰包装の辞退(マイバッグの利用等)など「延岡市ごみ減量十ヶ条」に沿ったライフスタイルの見直しを促進することによりごみ減量を進める。

○発生源における排出抑制

事業者へ排出者責任の認識を促し、ごみの発生抑制、資源化を促進する。また、多量排出事業者に対して、ごみ減量等に向けた指導を行い、ごみの発生抑制を推進する。

3) リサイクルの推進

○資源分別収集

市が行っている資源分別収集により資源化を推進する。事業者の排出時においても分別基準に従っての排出による資源化を推進する。

○集団回収事業

ごみの排出抑制、資源の有効利用推進のために、資源物を回収する団体に対しての活動支援を行う。

○再生品等の利用促進

市によるグリーン購入法指定物品等の率先行動などによる需要の転換を図る。

○事業者による回収・資源化の促進

店舗や事業所の空きスペースを店頭回収として有効活用するとともに、資源化ルート構築を促進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集車輛、選別施設、地域特性等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・ガラスびん
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	雑紙類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの (菓子箱等)	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第
2項第4号)

(単位: t/年)

対象品目別基準適合物見込量

(単位: t)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
金属	スチール製容器	52.29	51.45	50.62	49.81	49.01
	アルミ製容器	133.16	131.01	128.90	126.83	124.79
ガラス製容器	無色ガラス	138.96	136.72	134.52	132.35	130.22
		引渡 138.96	独自処理 0.00	引渡 134.52	独自処理 0.00	引渡 130.22
	茶色ガラス	146.46	144.10	141.78	139.50	137.25
		引渡 146.46	独自処理 0.00	引渡 141.78	独自処理 0.00	引渡 137.25
	その他ガラス	73.91	72.72	71.55	70.40	69.27
		引渡 73.91	独自処理 0.00	引渡 71.55	独自処理 0.00	引渡 69.27
	飲料用紙製容器	9.68	9.53	9.37	9.22	9.07
	段ボール製容器	316.49	311.39	306.38	301.45	296.59
紙製容器包装	その他紙製容器	50.34	49.53	48.73	47.95	47.18
		引渡 0.00	独自処理 50.34	引渡 0.00	独自処理 47.95	引渡 0.00
プラスチック製容器包装	PET製容器	242.10	238.20	234.37	230.60	226.88
		引渡 242.10	独自処理 0.00	引渡 234.37	独自処理 0.00	引渡 226.88
	その他プラ製容器包装	457.24	447.34	437.67	428.20	418.94
		引渡 457.24	独自処理 0.00	引渡 437.67	独自処理 0.00	引渡 418.94
	うち白色トレイ					
		引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		1,620.63	1,591.99	1,563.89	1,536.31	1,509.20

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の出荷実績} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率については令和5～7年（4月1日現在）の人口変動を参考

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
108,306 人 (対前年度比)	106,562 人 (対前年度比)	104,846 人 (対前年度比)	103,158 人 (対前年度比)	101,497 人 (対前年度比)
98.39%	98.39%	98.39%	98.39%	98.39%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市の分別収集は、現行の収集体制に加え、必要に応じ体制を拡充して行う。

なお、従来から実施している自治会や市民団体による集団回収についても引続き実施する。

《分別収集の実施主体》

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備 考
金 属	スチール製容器	缶・びん	市(委託)による 定期収集	市(委託) (旧北浦町は 一時保管場所 あり)	従来からの資源再利用奨励補助金交付事業(登録団体のみ)を並行実施。
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他色ガラス				
紙 類	段ボール	段ボール			
	飲料用紙パック	雑紙類			
	その他の紙製 容器包装				
プ ラ ス チ ツ ク	ペットボトル	ペットボトル		市(委託)	
	白色トレイ	その他のプラスチック製容器包装			
その他のプラスチック製容器包装					

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在実施している缶・ガラスびん・段ボール、飲料用紙パック、その他の紙製容器包装については、現行体制のまま、当市の資源化施設で選別、圧縮、梱包、保管後、出荷する。

ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装(白色トレイ含む)については一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター(民間施設)へ選別、圧縮、梱包、保管、出荷を委託する。

《分別収集の用に供する施設整備計画》

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	缶・びん	透明袋	パッカー車 プレス車	延岡市 リサイクルプラザ ゲン丸館 (選別・圧縮・梱包・保管)
	アルミ製容器				
ガラス	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他色ガラス				
紙類	段ボール	段ボール	紐で縛る	平ボディ車 パッカー車	
	飲料用紙パック	雑誌類	紐で縛る		
	その他の紙製 容器包装				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明袋	パッカー車	一般廃棄物中間処理施設 リサイクルセンター (選別・圧縮・梱包・保管)
	白色トレイ	その他のプラスチック製容器包装	透明袋		
	その他のプラスチック製容器包装				

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

1) 地域リサイクル活動の促進

「クリーンステーション指導員制度」の活用による地区ごみステーションでの分別指導や自治会等の団体への奨励補助金交付による分別収集を行う。

2) ごみ減量功労者の表彰

ごみ減量に関して特に顕著な功績があった個人、団体を表彰する。

3) ごみ減量十か条の啓発推進

各家庭で出来るごみ減量化方策を市民に啓発推進していく。

